２　隊長は、前項に規定する職務を実施するため、第四条第三項の航空業務計画に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成しなければならない。

３　隊長は、航空隊の運営に当たつては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

（運航責任者）

第九条　航空隊には、第八条第一項各号に掲げる業務の実施について、隊長を補佐する者（以下「運航責任者」という。）を置き、運航責任者は航空従事者たる警察官をもつて充てなければならない。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

［各号を削る。］

［項を削る。］

（安全担当者）

第十条　航空隊には、運航責任者を補佐し、航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する航空機を安全に運航するために必要な情報の提供に関する業務を担当する者（次項において「安全担当者」という。）を置かなければならない。

［各号を削る。］

２　［略］

（勤務制等）

第十一条　［項を削る。］

［１］　警察本部長は、航空隊の職員の勤務時間その他の勤務に関する事項についての準則を定めなければならない。

（飛行計画の承認等）

第十三条　［１・２　略］

３　前条及び前二項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行することができる。

［項を加える。］

（運航責任者）

第九条　航空隊には、次に掲げる業務の実施についての責任者（以下「運航責任者」という。）を置き、運航責任者は航空従事者たる警察官をもつて充てなければならない。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

一　航空機の運航及びその安全に関すること。

二　航空機等の整備に関すること。

三　航空業務に関する教育訓練に関すること。

２　運航責任者は、前項に規定する業務を実施するため、第四条第三項の航空業務計画に基づき、毎年の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成しなければならない。

（安全担当者）

第十条　航空隊には、運航責任者を補佐し、次に掲げる業務を担当する者（次項において「安全担当者」という。）を置かなければならない。

一　前条第二項の航空機事故の防止に関する計画の案を立案すること。

二　航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理を行うこと。

三　航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。

四　航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

２　［同上］

（勤務制等）

第十一条　［１］　航空隊の職員の勤務は、日勤制によるものとする。

２　警察本部長は、前項に定めるもののほか、勤務時間その他の勤務に関する事項についての準則を定めなければならない。

（飛行計画の承認等）

第十三条　［１・２　同上］

［項を加える。］